

カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露をめざす技術の開発・実証を後押しし、加速させ、大阪の成長につなげるため、予算の定めるところにより、「カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金（以下「補助金」という。）」を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び大阪府環境保全基金運営要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 営利企業
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。
- 二 協力事業者
営利企業以外の事業者であって、第4条に規定する事業を営利企業と共同で行う者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次条に規定する事業を単独又は共同で実施する者とする。ただし、実施者には、事業の一部又は全部を自ら行い、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する営利企業が含まれること。

(補助事業)

第4条 補助事業は、万博会場内外（大阪府域に限る。）での実装・実証・展示をめざし、大阪府域で行うカーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品・サービス（部品及び付属品を最終製品・サービスとするものを除く。）の開発及び実証の一部又は全部とする。

(補助金の交付対象経費等)

- 第5条 知事は、表1に掲げるもののうち、必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、通貨は日本円とする。
- 2 補助対象経費の内容、補助額及び補助率については、表1のとおりとし、補助金の額の算定にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - 3 補助事業者は、この補助金の交付対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付の申請)

- 第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 補助事業の実施にかかる事業計画書（様式第1号別紙）
 - 二 要件確認申立書（様式第1-2号）
 - 三 暴力団等審査情報（様式第1-3号）
 - 四 その他知事が必要と認める書類
 - 3 補助事業を2者以上の事業者（協力事業者を含む。）が共同で実施する場合には、共同で申請するもの

とし、その代表者を交付の対象者とする。ただし、代表者は、事業を自ら行う営利企業であって、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する企業に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の営利企業を共同事業者という。

(補助事業の内容等の変更申請等)

- 第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。
 - 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
 - 4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 補助事業を承継させるときは、知事の承認を受けること。
 - 二 前号の承認を受ける場合において、当該補助事業を承継する者は、補助事業承継承認申請書(様式第5号)を知事に提出すること。

(変更承認の特例)

- 第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、表1の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して20%以内の変更とする。
- 2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助金の交付申請の取下げ)

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下届出書(様式第6号)を提出しなければならない。
- 2 前項の届出書を受領したときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(契約等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、委託等届出書(様式第7号)により知事に届け出なければならない。
 - 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
 - 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としてはならない。
 - 5 知事は、補助事業者が前項の規定に違反したことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 前5項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(状況報告)

- 第11条 規則第10条の規定による報告は、補助事業遂行状況報告書(様式第8号)を、補助金の交付の決定を受けた年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の11月30日までに

補助事業を完了又は廃止したときは、この限りでない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第9号）を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(検査及び現地確認等)

第13条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査し、若しくは補助事業の実施状況を現地確認することができる。

(補助金の交付)

第14条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

ただし、補助事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

- 2 前項本文の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付の決定通知を受け取った日以後、速やかに概算払請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消しにかかる届出)

第15条 補助事業者は、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、該当事項届出書（様式第12号）により、知事に届け出なければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理について、補助事業以外の経理と明確に区分するとともに、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間または次条第3項に規定する期間のいずれか長い方の間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第13号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間

- 4 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(事業化等報告)

第18条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後

15日以内に過去1年間の当該補助事業に係る事業化等の状況について、事業化等報告書（様式第14号）を知事に提出することにより報告しなければならない。ただし、当該補助事業の廃止の承認を受けたときは、この限りではない。

2 前項の場合において、補助事業に係る事業化等を行う者を変更するときは、当該変更により補助事業に係る事業化等を行う者になろうとする者は、当該変更の日までに事業化等実施者変更承認申請書（様式第15号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（知的財産権に関する届出）

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明又は考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「知的財産権」という。）を、補助事業年度及び補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく知的財産権取得等届出書（様式第16号）を知事に提出することにより届け出なければならない。

（成果の発表）

第20条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者に発表させることができる。

（指導監督等）

第21条 知事は、補助事業者による本事業の実施に関し、本要綱に基づき指導監督を行う。

2 知事は、補助事業者に対し、第11条の規定による状況報告以外にも事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

（その他必要な事項）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

表 1 (第 5 条関係)

経費区分	細目	補助対象経費の内容	補助額及び補助率	
開発・実証費	開発・実証事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費、実証実験に係る経費、市場調査等に要する経費		2/3 以内 (ただし、1 億円を上限とし、1 千万円を下限とする。)
	開発・実証委託費	共同研究費、研究開発、実証実験の一部を委託する経費	開発・実証費の 1/2 以内	
	開発・実証事務費	企業・共同研究機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、その他経費		
直接人件費	—	開発・実証 (試作・改良・据付け・保守又は修繕にかかる作業) に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費	人件費単価は表 2 による	
試験分析費	—	第三者評価が必要な場合に第三者に対し支払うデータ収集、試験分析、評価等に係る経費		

【補助対象外経費】

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- ・ 公租公課 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- ・ 振込手数料、借入れに伴う支払い利息
- ・ 汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入等に係る経費 (ただし、当該開発・実証に必要な不可欠なものであることが認められる場合は、この限りではない。)
- ・ 施設の維持管理に要する経費
- ・ 委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費 (ただし、当該開発・実証に必要な不可欠なものであることが認められる場合は、この限りではない。)

表 2

等級単価一覧表 令和4年度適用

等級	健保等級適用者		労務費単価 (円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)	労務費単価 (円/時間)
	報酬月額	報酬月額 以上～未満	A. 賞与 なし、年4 回以上	B. 賞与 1回～3回	月給範囲額 以上～未満	
1	58,000	～ 63,000	350	470	～ 83,790	470
2	68,000	63,000 ～ 73,000	410	550	83,790 ～ 97,090	550
3	78,000	73,000 ～ 83,000	480	630	97,090 ～ 110,390	630
4	88,000	83,000 ～ 93,000	540	720	110,390 ～ 123,690	720
5	98,000	93,000 ～ 101,000	600	800	123,690 ～ 134,330	800
6	104,000	101,000 ～ 107,000	640	850	134,330 ～ 142,310	850
7	110,000	107,000 ～ 114,000	670	900	142,310 ～ 151,620	900
8	118,000	114,000 ～ 122,000	720	960	151,620 ～ 162,260	960
9	126,000	122,000 ～ 130,000	770	1,030	162,260 ～ 172,900	1,030
10	134,000	130,000 ～ 138,000	820	1,090	172,900 ～ 183,540	1,090
11	142,000	138,000 ～ 146,000	870	1,160	183,540 ～ 194,180	1,160
12	150,000	146,000 ～ 155,000	920	1,230	194,180 ～ 206,150	1,230
13	160,000	155,000 ～ 165,000	980	1,310	206,150 ～ 219,450	1,310
14	170,000	165,000 ～ 175,000	1,040	1,390	219,450 ～ 232,750	1,390
15	180,000	175,000 ～ 185,000	1,110	1,470	232,750 ～ 246,050	1,470
16	190,000	185,000 ～ 195,000	1,170	1,550	246,050 ～ 259,350	1,550
17	200,000	195,000 ～ 210,000	1,230	1,640	259,350 ～ 279,300	1,640
18	220,000	210,000 ～ 230,000	1,350	1,800	279,300 ～ 305,900	1,800
19	240,000	230,000 ～ 250,000	1,480	1,960	305,900 ～ 332,500	1,960
20	260,000	250,000 ～ 270,000	1,600	2,130	332,500 ～ 359,100	2,130
21	280,000	270,000 ～ 290,000	1,720	2,290	359,100 ～ 385,700	2,290
22	300,000	290,000 ～ 310,000	1,850	2,460	385,700 ～ 412,300	2,460
23	320,000	310,000 ～ 330,000	1,970	2,620	412,300 ～ 438,900	2,620
24	340,000	330,000 ～ 350,000	2,090	2,780	438,900 ～ 465,500	2,780
25	360,000	350,000 ～ 370,000	2,220	2,950	465,500 ～ 492,100	2,950
26	380,000	370,000 ～ 395,000	2,340	3,110	492,100 ～ 525,350	3,110
27	410,000	395,000 ～ 425,000	2,520	3,360	525,350 ～ 565,250	3,360
28	440,000	425,000 ～ 455,000	2,710	3,610	565,250 ～ 605,150	3,610
29	470,000	455,000 ～ 485,000	2,890	3,850	605,150 ～ 645,050	3,850
30	500,000	485,000 ～ 515,000	3,080	4,100	645,050 ～ 684,950	4,100
31	530,000	515,000 ～ 545,000	3,260	4,340	684,950 ～ 724,850	4,340
32	560,000	545,000 ～ 575,000	3,450	4,590	724,850 ～ 764,750	4,590
33	590,000	575,000 ～ 605,000	3,630	4,840	764,750 ～ 804,650	4,840
34	620,000	605,000 ～ 635,000	3,820	5,080	804,650 ～ 844,550	5,080
35	650,000	635,000 ～ 665,000	4,000	5,330	844,550 ～ 884,450	5,330
36	680,000	665,000 ～ 695,000	4,190	5,570	884,450 ～ 924,350	5,570
37	710,000	695,000 ～ 730,000	4,380	5,820	924,350 ～ 970,900	5,820
38	750,000	730,000 ～ 770,000	4,620	6,150	970,900 ～ 1,024,100	6,150
39	790,000	770,000 ～ 810,000	4,870	6,480	1,024,100 ～ 1,077,300	6,480
40	830,000	810,000 ～ 855,000	5,120	6,800	1,077,300 ～ 1,137,150	6,800
41	880,000	855,000 ～ 905,000	5,420	7,220	1,137,150 ～ 1,203,650	7,220
42	930,000	905,000 ～ 955,000	5,730	7,630	1,203,650 ～ 1,270,150	7,630
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	6,040	8,040	1,270,150 ～ 1,336,650	8,040
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	6,350	8,450	1,336,650 ～ 1,403,150	8,450
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	6,720	8,940	1,403,150 ～ 1,482,950	8,940
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	7,090	9,430	1,482,950 ～ 1,562,750	9,430
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	7,460	9,920	1,562,750 ～ 1,642,550	9,920
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	7,830	10,420	1,642,550 ～ 1,722,350	10,420
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	8,200	10,910	1,722,350 ～ 1,802,150	10,910
50	1,390,000	1,355,000 ～	8,570	11,400	1,802,150 ～	11,400